

うきは市告示第68号

令和7年第3回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和7年6月4日

うきは市長 権藤 英樹

記

1 期 日 令和7年6月13日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 高木亜希子君 | 高松 幸茂君 |
| 樋口 隆三君 | 組坂 公明君 |
| 佐藤 裕宣君 | 野鶴 修君  |
| 竹永 茂美君 | 岩淵 和明君 |
| 中野 義信君 | 伊藤 善康君 |
| 熊懷 和明君 | 江藤 芳光君 |

---

○6月16日に応招した議員

---

○6月17日に応招した議員

---

○6月18日に応招した議員

---

○6月27日に応招した議員

佐藤 湛陽君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和7年 第3回(定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第1日)

令和7年6月13日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和7年6月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・議会改革特別委員会・議会運営委員会)
- 日程第5 議案上程(報告第2号から報告第5号まで4件、議案第53号から議案第61号まで9件、請願第1号1件、陳情第2号1件)
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 報告第2号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第9 報告第4号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第10 報告第5号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第11 議案第54号 令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第55号 令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第56号 財産の取得について
- 日程第14 議案第59号 うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第60号 うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 請願・陳情の委員会付託(請願・陳情文書表)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・議会改革特別委員会・

議会運営委員会)

- 日程第5 議案上程 (報告第2号から報告第5号まで4件、議案第53号から議案第61号まで9件、請願第1号1件、陳情第2号1件)
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 報告第2号 一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第3号 下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第9 報告第4号 うきは市土地開発公社の経営状況について
- 日程第10 報告第5号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第11 議案第54号 令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第12 議案第55号 令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算 (第1号)
- 日程第13 議案第56号 財産の取得について
- 日程第14 議案第59号 うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第60号 うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 請願・陳情の委員会付託 (請願・陳情文書表)

---

出席議員 (12名)

|            |            |
|------------|------------|
| 2番 高木亜希子君  | 3番 高松 幸茂君  |
| 4番 樋口 隆三君  | 5番 組坂 公明君  |
| 6番 佐藤 裕宣君  | 7番 野鶴 修君   |
| 8番 竹永 茂美君  | 9番 岩淵 和明君  |
| 10番 中野 義信君 | 12番 伊藤 善康君 |
| 13番 熊懷 和明君 | 14番 江藤 芳光君 |

---

欠席議員 (1名)

11番 佐藤 湛陽君

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君                      記録係長 上村 貴志君

説明のため出席した者の職氏名

|                             |        |          |        |
|-----------------------------|--------|----------|--------|
| 市長                          | 権藤 英樹君 | 副市長      | 吉村 祥一君 |
| 教育長                         | 樋口 則之君 | 市長公室長    | 石井 太君  |
| 総務課長                        | 浦 聖子君  | 監査委員事務局長 | 木下 英樹君 |
| 会計管理者                       | 佐藤史津子君 | 市民協働推進課長 | 高山 靖生君 |
| 財政課長                        | 高瀬 将嗣君 | 企画政策課長   | 手島 直樹君 |
| 税務課長                        | 大石 恵二君 |          |        |
| 市民生活課長兼人権・同和対策室長兼男女共同参画推進室長 |        | 山崎 穰君    |        |
| 保健課長                        | 末次ヒトミ君 | 福祉事務所長   | 宮崎 公子君 |
| 建設課長                        | 雨郡 智也君 | 都市整備課長   | 辻 宏和君  |
| 水環境課長                       | 瀧内 宏治君 |          |        |
| うきはブランド推進課長                 |        | 柳原由美子君   |        |
| 農林振興課長兼農業委員会事務局長            |        | 森山 益資君   |        |
| 学校教育課長                      | 江藤 良隆君 | 生涯学習課長   | 佐藤 重信君 |
| 自動車学校長                      | 松竹 信彦君 |          |        |

午前9時00分開会

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めておはようございます。

ただいまから令和7年第3回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に6番、佐藤裕宣議員、7番、野鶴修議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（江藤 芳光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月13日から6月27日までの15日間としたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日6月13日から6月27日までの15日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思います。

3月19日に、うきは市土地開発公社理事会が開催されております。

以下、各会議等が開催されておりますので、報告をいたしておきたいと思います。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼申し上げます。

本定例会では、条例の改正、補正予算などに関する御審議をお願いするわけでございますが、3月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、資料データのほうを配付させていただいておりますので、この配付をもって御報告に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で行政報告は終わりました。

これで諸報告を終わります。

---

### 日程第4. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第4、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、議会改革特別委員会より閉会中の継続調査申出があつておりましたので、この調査報告を求めます。

それでは、初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、閉会中の調査報告をさせていただきます。

総務産業常任委員会は令和7年4月18日に実施しております。

改めて、今定例会において、うきは市議会会議規則第110条の規定により報告をさせていただきます。

お手元に資料を配付させていただいておりますけれども、ページをめくっていただくと、5

ページの後に2ページが出てきて、2、3、4、5とダブっているところがありますので、そこは後で訂正というか、削除するようにいたします。

それで、閉会中の調査については鳥獣害対策、鳥獣被害に関する調査ということで行っております。

出席は、総務産業常任委員の6名及び所管である農林振興課から5名参加いただいて会議を開催しております。

要旨については、この間、認定農業者との意見交換会の場等で複数の御意見、鳥獣害の被害の状況について話がありまして、そういったところも含めて、一体うきは市の現状はどうなっているかということを改めて認識を共有するということが前提になって、それから、どういう鳥獣害被害を防止するのかといったところについての意見交換も含めて協議を行っております。

主な内容については、この1ページ下の5以降、4ページまでQ、Aという形で表しておりますので、御参照いただければというふうに思います。

5ページのところに、所見ということで記載させていただいております。一番上の表は、令和5年度の被害状況調査票という、この後に出てきます資料にも1枚添付しておりますけれども、令和5年度の被害状況を表として出したものです。

御覧のとおり、被害面積、被害量、それから、被害金額というふうに書かれております。パーセンテージはそれぞれの構成比になりますけれども、果樹がやっぱり83%と被害金額としては多い。全体で2,000万円というふうに想定されると。ただ、この被害額については、被害額の捉え方等もありますので、十分に実態を反映しているかといったところがあるかもしれません。もう少し金額が多いのか、あるいは少ないのかといったところがちょっとあるかもしれません。ただ、この金額は年々増えてきておりまして、1,000万円台ぐらいから2,000万円台に入っているという状況があります。

そういう点では、特にイノシシと鹿の被害の増加が拡大しているという状況がありまして、対策の必要性を改めて考えさせられたということでもあります。

それから、うきは市は、うきは市の有害鳥獣駆除班というところと、それから地域活動隊、それぞれの地域の活動隊という有志の方の連携を図って駆除を行って、駆除の計画もつくって強化を図っているところだというふうに確認しております。

一方で課題としては、駆除される方々の高齢化が急速に進んで、後継者をどうしていくか、あるいは止め刺しができる人の育成をどう図るかといったところ、それから、捕獲現場に毎日見回りというわけにはいかないの、DX化や電気柵、防止柵の作業等、いろいろ課題があるなというふうなことを改めて考えさせられております。

今後、委員会としては、駆除班及び地域活動隊との意見交換をさらに進めて、支援の現状につ

いて意見を交わしていきたいというふうに考えています。駆除をするだけが対策ではないということも含めて、農水省が実施している全国の鳥獣被害対策サミットというのが毎年公表されておりまして、その取組事例がホームページにも掲載されております。地域の全体が防除していくというような取組が行われているという現状がありますので、その辺のところの今後の課題、地域の課題等について、また検証していきたいというふうに思っております。

それから2点目ですけれども、5月23日に「農業に関するプロジェクト会議の議題について」ということで、委員会を開いて各委員の自由討議を行わせていただいております。

なお、これについては、執行部との関係も含めてですけど、まだ十分に協議が熟していないということで、日時だけ記載させていただいております。詳細についてはまた、総務産業常任委員会と所管である農林振興課の意見を踏まえて取りまとめていきたいというふうに思っております。

一応、以上報告させていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 令和7年度うきは市議会3月定例会において閉会中調査を申し出て、所管事務調査を行ったため、うきは市議会会議規則第110条の規定により、御報告をさせていただきます。

まず、テーマの1、带状疱疹ワクチンの助成について。

調査期日、調査場所、出席者については、お読み取りをお願いいたします。

調査目的、従前より各議員が一般質問などで带状疱疹ワクチン費用の助成について求めてきた中、予防接種法に基づく定期接種に位置づけられたことに伴い、本市においても令和7年度から高齢者を対象とした带状疱疹ワクチン、予防接種が開始されました。所管する課長、係長に説明を求め、詳細調査を行いました。

調査要旨、带状疱疹の中には、合併症の一つに皮膚症状が治った後にも痛みが残る带状疱疹後神経痛がある。70代での発症が最も多い。本年度より予防接種が始まっており、その詳細について確認を行った。

対象者、接種期間、自己負担額等については、お読み取りをお願いいたします。

所見、2種類のワクチンそれぞれにメリット、デメリットがあるため、接種者各自が予防接種

についてよく理解し、主治医やかかりつけ医と相談の上、慎重に検討することが望ましい。

特に気をつけていただきたいこととして、隙間年齢該当者の任意接種は今年度のみとなっていること、それと、5年置き接種と誤認するケースが恐らくあるため、助成を利用してワクチンを接種できるのは1回のみであることについて、さらなる周知を求めたい。加えて、50歳代での接種についても、県内の一部自治体では既に費用助成が始まっている。ほかの自治体の取組事例を参考とし、前向きな検討を求めたい。

主な質疑については、4ページ以降の別紙のほうに記載をしておりますので、こちらも併せて御確認をお願いいたします。

テーマの2、学校支援の在り方について。

調査期日、場所、出席者については、お読み取りをお願いいたします。

調査目的、令和7年2月に実施した保護者との意見交換会において、学校教職員以外の市民の関わりについての保護者ニーズが出たことを踏まえ、うきはっ子応援隊、部活動支援、コミュニティ・スクール導入検討、これはすなわち地域との関わり強化になりますが——について、教育長、所管する課長、係長、職員に説明を求め、詳細調査を行いました。

調査要旨、うきはっ子応援隊について。

ボランティアとしてのうきはっ子応援隊は、支援を希望する学校からの依頼の内容と登録者のマッチングが必要。登録者の中から選定した上で派遣をし、共通理解を図った上で、学校の要望に沿う形での具体的な支援を行っている。それに対し、学校支援員、こちらは会計年度任用職員——は基本的には終日それぞれの教室に入って授業支援を行っている。ボランティアは学校からの依頼のあった部分のみを行うという違いがあります。いずれも教職員の負担減少につながっている。昨年度の派遣回数は、小学校が約1,500回、中学校が120回。今年度も派遣依頼は増えている。人材の掘り起こしやツールの検討をしていく必要がある。

部活動支援について。

全国的に見ると、数を縮小していく傾向がある。その中で、うきは市の部活動については、現状、子供たちの希望によるものであるが、数が多い現状がある。部活動の地域移行の動きに併せ、中体連の参加規程などが変更されており、クラブチームでも出られるようになっている。国が指針を出しているように、いずれ地域が受皿となっていけないと、教員の負担軽減はなし得ない。今は過渡期である。外部指導員については、人数もさらに増やさなければならない。また、引率ができる部活動指導員については、現状4名配置されている。

子供たちの希望はあるにせよ、行く行くは浮羽・吉井、両中学校合同で1チームにするという方向性も選択肢の一つとしてある。その場合、子供たちの移動手段が課題である。AIオンデマンド交通の構想の中には部活動での利用も入っている。検討すべき課題もあるが、解決策の一つ

として活用してもらいたい。

先行地域をそのままねるというのは難しい。部活を縮小、市で指導員を充てる、受皿づくりを並行して進める。国として地域展開の方向性が示されている。この３年間で、うきは市に合った地域部活動の在り方を考えなければならない。

コミュニティ・スクール導入検討について。

コミュニティ・スクールは、地域と共にある学校への転換を図るための仕組みである。現在、教育委員会の中で導入計画などの検討は行っていない。本市の場合は、子供たちを集めた学習会や通学合宿など、地域と学校の共同活動については既にある一定行われている。また、自治協議会の活動に参加できない子供たちに対しても、市で寺子屋などの受皿を設けている。コミュニティ・スクールを導入しなくてもよいということではなく、実態として既に同様の活動が行われている。子供会活動を地域でどのように行っていくのが課題だ。法律上は努力義務となっているが、県のほうには、既に実際の取組が行われており、必要性を感じないと回答している。

ただし、少子化が進む中で子供会活動が成り立たないところが数多くあると認識している。地区同士のつながりもあるため、市主導で子供会の合併などを促すことは難しい。自治協議会が取り持つことがよいのではないかと考えている。また、地区でのイベント開催等が困難な場合は、市の主催事業に参加してもらいたいと考えている。

所見、少子高齢化が進む中、地域と児童・生徒の関わりが希薄化する傾向にあるが、児童・生徒を見守る、支えるためのマンパワーについてはさらなる充足が求められる。授業支援や部活動支援などにおいて地域住民が行うことのできる学校への支援活動は、一人一人の子供たちの学びや成長を支え、地域と学校が連携、協働する基盤づくりにもつながる重要な事業であると考えている。特に部活動地域展開については、うきは市の部活動はどうあるべきかという形を提示せねばならない。必要に応じ、今後の子供たちの成長につながるような支援策を図られるよう求めたい。

以上でございます。御報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

次に、議会改革特別委員会の調査報告を求めます。７番、野鶴議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（野鶴 修君） それでは、議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

議会改革特別委員会につきましては、御承知のとおり、令和4年6月定例会において全員参加による議会改革特別委員会が設置され、今日に至っております。

今回、議会改革特別委員会として、議会改革を進める中において、本市の厳しい財政状況や著しい人口減少問題、若者の政治離れ等の課題を克服するため、議会自ら議員定数及び議員報酬等を検討することといたしました。令和6年6月の定例会の中で、議員定数及び議員報酬等に関するアンケート調査を実施しまして、その結果及び分析を報告したところであります。その後、鹿児島県いちき串木野市への視察研修、さらには、そういったことを踏まえて、令和6年11月にこれまでの調査結果を踏まえ、議員定数と議員報酬について全議員による検討を重ねてきたところであります。また、その後も討論会の意見をワーキンググループ会議等で集約し、令和7年2月に再度最終討論を実施しております。その最終結果を、うきは市議会会議規則第110条の規定により、報告したいと思います。

今回の議員定数及び報酬の調査研究の実施期間でありますけど、令和5年5月から始めまして令和7年5月まで約2年間にわたって実施しております。その中におきまして、市民アンケート調査につきましては、令和5年10月から令和6年3月末までと約半年間にわたって実施をさせていただいております。

調査の内容につきましては、書いておりますとおり、議員定数及び議員報酬等についてということで、調査の経緯といたしましては、この2年の間にワーキンググループ会議9回、また、議会改革特別委員会の全体会議を4回ほど実施して、今日に至ったところであります。

調査の結果ですけど、それにつきましては、議員定数と議員報酬に関する報告書というのを別紙で、1ページから41ページにわたって報告書を作成しておりますので、そちらのほうを後でじっくり御覧いただきたいというふうに思っております。

結果といたしまして、調査審議の結果、14名の現状維持という意見と、2名定数削減する、12名に定数を削減すると、意見が2つに分かれまして、最後までこれを一本化するということがなかなか難しい状況というふうになっております。

ワーキンググループ会議としましても一本化することでいろいろ議論をいたしましたけど、最終的にそれぞれの主張というのは変わることはないということの判断になって、結論として特別委員会の中では採決しないと。6月定例会の本会議において再度審議し、議決することにするというふうな方向になりました。

現状維持の意見と定数削減に関しての主な主張につきましては記載のとおりでありますので、これも後でそれぞれの意見、どういった意見があるのかということを確認していただきたいというふうに思っております。

所見といたしまして、令和5年5月より約2年間にわたり、議員定数と議員報酬に関して、本

市の人口規模や財政状況を基に、全国の議員定数及び議員報酬に関する調査、近隣市の議員定数や報酬、常任委員会の運営状況など、多角的に調査研究を行い検討してきました。これまでもうきは市の議員定数は、合併当初から18名、16名、14名と2名ずつ削減されてきたところがありますけれども、今回新たに議員定数について2年間にわたり調査、審議を行ってきたところでもあります。これまでの議員定数に関する議論というのは、議会の中だけで行われ、なかなか市民の意見を聞く機会等もなかったというふうに思っております。しかし、今回は市民アンケート等も実施し、意見交換会やホームページのネット上で行うなど、これまでにない調査並びに議論を行ってきたというふうに感じております。結果として一本化するということはできませんでしたが、それはそれぞれの議員の主張、意見を尊重したものであり、これまでの調査において各議員が真剣にうきは市の将来を考えての結果であると言えると思っております。

6月の定例会本会議の中で、最終的な結果が現状維持の14名か2名削減の定数12名になるうとも、それは2年間にわたって現在の議員さんが真摯に議論してきた結果であり、今後のうきは市議会の発展につながっていくものというふうに信じております。

また、議員報酬に関しては、今日、地方分権が進み、自治体経営が複雑・高度化している中、自治体経営の一翼を担う議会の構成員である議員の活動も、おのずと高度化、専門化してきており、ほかの職をもって活動することが非常に困難な状況となってきたのは間違いのないことでもあります。法的に議員報酬は生活給ではないとされているものの、現実的には議員の専門職化が進んでおり、多様な民意を自治体に反映させる役割を果たすためには、ある程度の保障が必要ということが言えるのではないかと思います。うきは市では、公平な第三者である特別職報酬等審議会において審議され決定するのが基本であります。今回我々の調査した内容や審議した意見につきましては、特別職報酬等審議会で議論する際の資料として活用していただくよう要望するものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で議会改革特別委員会の調査報告を終わります。

最後に加えて、議会運営委員会の報告を求めます。6番、佐藤裕宣議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） 令和7年3月定例会において竹永議員が一般質問を行った際、配付資料に通告事項に含まれていないうきは駅無人化に関する情報が記載されておりました。当

該情報はJ R九州が公表していない非公式情報であり、正確性を欠くものとして、執行部より議長に対して申入れがなされました。

執行部の申入れに対する議会の対応について報告をいたします。

申入れを受けて、議長は令和7年5月9日付で本委員会に対し、次の事項について諮問を行いました。通告にないことを資料に上げた行為の検証、検証についての議会運営委員会としての結論、今後の再発防止策。

本委員会では、5月9日に竹永議員への聞き取り、また、同議員より提出された経過報告書等を基に検証を行った結果、以下のように答申をいたしました。答申書の内容については、委員会の結論、それから、再発防止策のみ報告をいたします。

委員会の結論、竹永議員は民間企業の非公開及び不確実な情報を公的資料に掲載し配付したことにより、議会基本条例第21条、「市民に疑惑を招くような行動をしてはならない。」に抵触し、議会の品位と信頼を損なったと認められる。また、議長決裁があったとしても、通告外の件を資料に掲載したり、通告書に記載のない質問を行おうとしたりすることは、一般質問の通告制のルールを逸脱していると言わざるを得ない。よって、議会として嚴重注意を行うべきである。

それから、再発防止策、これは委員会からの提案でございます。

①資料事前審査の強化。一般質問資料については十分な精査、検討が行えるよう、質問の5営業日前、現在は2営業日前でございます。——までに提出し、議会事務局が点検を行った上、副議長、議長の順に決裁を行う。

②情報源明示の義務化。企業情報、統計値等を掲載する際は出典を明記する。なお、資料は第三者の権利を不当に侵害しないものに限る。

③資料作成に当たっては、決裁者がチェックしやすいように番号等を記し、どの質問に関する資料であるか分かりやすくする。

④点検内容の見直し。資料配付前に、通告事項に適しているか、出典の記載があるか、質問内容と資料の関連が分かるか等の項目を議会事務局が点検する。

①の資料事前審査の強化と④点検内容の見直しに関しては、本人の認識不足のほか、議長が資料の一部削除等を命じずに配付を認めたということについても言及をしなければならないという意見があったことから、再発防止策として提案を行っております。

最後に、本委員会の答申を受けて、6月5日の全員協議会において議長より竹永議員に対して嚴重注意が行われ、同議員からは、今後は法律や条例を守り、皆様方に迷惑をかけないように取り組んでまいります、御迷惑をおかけしましたとの発言がありました。また、本委員会の提案を基に、再発防止に向けて全員で取り組んでいくことも確認をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。質疑ですね。竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今報告がありましたが、私が議会で議長のほうから要請があったのは、前段を省略しますが、一般質問の配付資料について、その根拠を調査しということで、4月30日に提出いたしました。その根拠についてはどのような判断をされたのか。今の報告によると、不確実な情報ということですが、こちらの4ページにわたる分について言えば、3月31日、議長と田籠理事と行くと、職員が売上高4,000万円を出されたということとありますが、その点についての質問をいたします。

○議長（江藤 芳光君） 委員長、回答があれば先にどうぞ。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） いずれにしても、竹永議員が配付した資料の中に記載されていた情報というのはJR九州の中の情報でありまして、JR九州以外の人から聴取されたのは不確実だということで委員会の中でも議論があって、そのように判断したところでございます。以上です。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員、2回目。

○議員（8番 竹永 茂美君） 私は売上高4,000万円、それから、乗降客について言えば、市のほうが調査された12月5日の374名とか、そういう資料等の説明なり、議長のほうもそういう資料を持ってあったと思いますが、その根拠については、その数字は間違っていないという理解でいいんですか。それとも間違っているという理解なんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤委員長。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） 間違っている、間違っていない以前に、とにかくこの情報はJR九州のほうから聴取したものではないということで不確実という判断をしたということでございます。

それから、この答申書については、竹永議員もおられるところで全員で吟味をしたところでございます。そして、認められたと。そして、最終的には竹永議員も申し訳ありませんでしたというふうに謝罪をした案件でございますので、私はその一連の流れについて今皆さんに御報告をしているところでございますので、あまり竹永議員がこのことについてあれこれ質問をするのはいかがなものかというふうに感じております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） もうよろしいんじゃないですか。十分あなたは聞き取りの中でやり取りをして、こういう場に持ち込むまで、今、委員長がおっしゃるとおりの結論に達したんですから、今言うことが全く別の外れた枠外であるなら認めざるを得ませんけど、同じ繰り返しの中で十分あなたの発言する場も設けられたんですから、この件については終わってください。（「最後に、

間違っているところがありますので指摘をします」と呼ぶ者あり）間違いがあるならどうぞ。竹永議員。

○議員（８番 竹永 茂美君） 答申書の４番目に、不確実性情報を公的資料として配付したとありますが、私は作成したことについては責任を認めています、私が配付したわけではありません。配付をしたのは、議長の許可を得て議長がなされたものというふうに思っております、その点についてはどのような判断をされたんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） 作成をして、確かに議長が認めたということは、これは委員会のほうでも問題になりまして、いろいろと全員協議会の中でも議長に対する御意見が出たということで、そして、ここの今日の報告にも書いていますけど、そういったところを考えて再発防止策につなげるために①と④は提案をしたというふうなところでございます。

それで、配付したのは確かにそうかもしれませんが、作成したという時点で、これはやはり竹永議員の瑕疵はあるわけですよ。そのところは竹永議員も十分に認めて、そして、真摯に反省をしていただきたいし、また、反省されたから最後に反省の弁を述べられたというふうに私は理解しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。組坂議員。

○議員（５番 組坂 公明君） まず、質問する前に、議長のほうにお伺いしたいんですが、よろしいかどうか伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 答えられる範囲で、皆さんのお許しがあれば、立場もありますので、よろしいですか、お答えするで。——はい。了解いただきました。どうぞ。組坂議員。

○議員（５番 組坂 公明君） 議長より許可をいただきましたので、御質問をさせていただきたいと思います。

今回の竹永議員の通告外資料配付の一件というのは、これは委員長から今報告があったとおりで思っております。自分ごととして自分たちも戒めないかんというふうに考えております。しかし、このようなことが発生しないように、うきは市議会会議規則で、ちゃんと議長の許可を得て資料は出さないかんとなっているんですよ。ですから、私たち議員は議会で資料やら出されんとですよ。ただし、議長の許可を得て出せるようになっている。今、竹永議員がおっしゃられておりましたけど、それを許可しているところの責任というのはどうなるのか、その思いというのを伺いたいと思います。

先日、６月５日、全員協議会ですね。今、委員長は①番と④番も委員会からの提案と、当然そうでしょうけど、決定したのが６月５日に決まった分ですね、全員協議会でですね。その６月５

日の全員協議会のときに、通告外資料として認識されていたと議長がおっしゃったんです。そして、その資料の内容は見えていないと、そうもおっしゃられました。資料も見えていないで許可をされているんですよ。ここの責任はどうかというのを伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） お答えをしたいと思います。

今の指摘は全員協議会の中でもはっきりと認めております。経過を言いますと、確かに委員長から報告があったとおりに、それをチェックする期間が、2営業日前までに提出するというふうになっています。事務局が確認した後、正副議長のほうに回ってきます。

それで、結論として、竹永議員の通告外というものが分かったのが、2日目の一般質問、竹永議員が1番目の、もう直前でした。そういうこともあって、局長のほうから報告がありましたから、この1番目の通告外だからこれは発言は許さないということで本人も確約して、発言はありませんでした。

ただ、内容についての御指摘は、確かにそれは許可責任としては痛感をしております。時間がなかったというのは言い訳になりますので、その辺はしっかり今後そういうことがないように努めていきたいというふうに思っておりますので、そういう責任があれば当然認めて、謝罪するしかないというふうな認識でございます。

以上です。よろしいですか。

ほかございませんでしょうか。伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 竹永議員の問題ですね。これは竹永議員から、うきは駅に対する調査報告書、経過と内容ということで出されております。

それで、今の組坂議員の意見と少しかぶるところがありますが、竹永議員は瑕疵というか、それを認めて、先日、全協の中で謝罪がありました。

それはそれでよしとして、3月4日ですね、調査報告書の経過と内容の中に、資料——今回問題になっているのは、竹永議員は一般質問はしていないと。ただ、資料にそれを載せとったと。そして、傍聴席の皆さんにその資料が行き渡ったということです。と私は思っております。しかし、竹永議員は議長に伺いを立てとっですね、資料についてどげんしたらよからうかということで。ところが、議長から資料配付は認めているので許可するという返事をもらい、そのまま資料は提出して、そこで配ったということです。

それで、竹永議員は先日、申したとおり、謝罪がありました。しかし、これは私は議長にも何らかの責任があると思っております。それで、議長からの謝罪というか、竹永議員は厳重注意、議長は何もなかったということでよかったですか、それは。ちょっと議長にお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 再度私のほうで答えてよろしゅうございますか。（発言する者あり）ありがとうございます。

組坂議員と確にかぶっております。これを伊藤議員は、全員協議会の中で同じ発言がありました。それで、私のその分に対しての説明は、直前に気づいたこともあって、そして、通告外については先ほど申し上げたとおり、これは通告外だから出してはならないと、発言してはならないと。

しかしながら、結果として、事務局、それから、正副議長で全て決裁をしておりました。ただ、それを除くほかのテーマについては許可をしているから、しかし、通告外は認めないとした上で、認めたものについては、それはもうやむを得ないという判断をして、配付をさせていただきました。既に議員、執行部の皆さんのタブレットのほうにも全て入っておりましたので、そすと、あとはもう傍聴の方が少数だったというのも確かにその判断の一つにあったと思います。それで、それを発言しなければ特に問題ないんじゃないかというその場の判断をしたのは事実です。

ですから、それは確かにそこだけをつかみ取れば責任ということは当然出てきますけど、その辺の状況も御勘案の上、それは事実でありますから、謝罪せろということで皆さんの総意があれば、きちっと謝罪をさせていただきたいと思います。

どうぞ。伊藤議員。

○議員（１２番 伊藤 善康君） 今謝罪をさせていただきますということですね。どこですとやろうか。

○議長（江藤 芳光君） それは皆さんで話し合ってください。１２番、伊藤議員。

○議員（１２番 伊藤 善康君） 私はぜひとも謝罪はしていただきたいと思います。竹永議員一人じゃないですね、やっぱりどげん考えても、そこを認めたということは。竹永議員はこの資料は出していいですかという伺いを立てた上で議長が認めているから、それは出したっていいという許可を出しています。私は同犯と思うばってんが。もう一度お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 委員長、何かありますか。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） 今回、議長から諮問を受けて、議会運営委員会として答申書を出したわけです。その答申書は、委員の皆さんで話し合って、私が原案として作りました。その際、私が考えたのは、とにかく再発防止に主眼を置こうと。責任を問うんじゃないくて、再発防止に主眼を置いて答申書を書こうということでした。ただ、竹永議員に関しては、これまでも何回も懲罰委員会であるとか、問責であるとか、初めてではなかったわけですね。そして、聞き取りの中でも反省の色が全く私には見えてこなかったということで、やはりこれは嚴重注意は必要であろうということで、こういった答申書になったわけです。

そして、議長が認めたということは、これはもちろん瑕疵があるということ、委員さんの中からも多数意見が出ましたし、ただ、それによって議長を何らかの処分ということではなくて、このところを基にして再発防止策をつくろうというところで私は努めてきたところでございます。

ただ、皆さんの総意で議長の謝罪を求めるということであれば、これはまた別の機会で話し合うべきことだというふうに思っております。

私からは以上です。（発言する者あり）

○議長（江藤 芳光君） 今の回答にですか。私ですか、回答ですか。（発言する者あり）はい。なら、3回目どうぞ。伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 諮問書、今、委員長から出ましたが、議長の諮問が出たからということです。しかし、諮問書の中に、今回の一般質問の通告にないことを資料に上げた行為の検証でしょう。（発言する者あり）ということは、議長が認めたとやけん、ここがちょっと私はぴんとこんとばってんが。議長が自分を諮問してくれということなら分かりますよ。竹永議員を諮問せろということでこういうあれが上がっております。そこんにきは何で議長のあれは、議長が自分で自分を諮問してくれということなら分かりますが、委員長は何で議長のあれはなかったんですか。この前、竹永議員だけが謝罪をしたと。議長にも厳重注意というあれが出らんとですか。

○議長（江藤 芳光君） ちょっと委員長、いいですかね。あれなら先にやってください。これで3回目で終わりますから。

○議会運営委員長（佐藤 裕宣君） 今の伊藤議員の質問はちょっと分かりかねるところなんですが、先ほど私言いましたね、今回は処罰ではなくて再発防止を第一に考えた。だから、議長の認めたという点については遺憾ではございますけれども、再発防止策の中に組み入れたということでございます。

竹永議員に関しては、何回もこういうことがあったこと、それから、やはり反省の色が見られなかったことから、議会による厳重注意はこれは必要じゃなかろうかなということで、全員一致であの答申書ができたわけでございます。そして、その答申書を皆さんに確認していただいて、前回の6月5日の全員協議会で、その答申書は全会一致で認められたと私は理解をしております。その中には伊藤議員もおられたということを理解しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 私のほうから（発言する者あり）ちょっと副議長は……。あなたは立場で言う。（発言する者あり）ちょっとその辺は。（発言する者あり）だから、ちょっと私のほうが先にあれしてですね。

まず、私がお答えしたいのは、私のことも確かにその指摘はあります。それは真摯に受け止めております。ただ、この件については、全て情報は、このペーパーを出す出さんにかかわらず、皆さん御覧になっとったんですよ。それも踏まえて、結局、市長のほうからこのことについて、議会の私の許可がどうこうということは全く知りませんでしょうから、これについてぜひ——抗議もありましたし、この対応を私のほうに検討いただくようお願いがありましたので。内容が

合致しましたから私はお受けして、その竹永議員の行為についてのことについて諮問をしたと、3つの項目にですね。それが正直な現実です。

ですから、伊藤議員が言う、私に対することはちょっと別に分かれてしないと、同等じゃないかどうかじゃなくて、一緒に議論する話じゃなくて、竹永議員の今までの行為を見て、またこれを繰り返しているという現実を踏まえてその辺をやっているんですから、私の許可をした、あの状況の中で許可したことは、最終責任は私ですから、それはしっかり認めていますから、謝罪もします。ただ、それと合体して竹永議員と同等な感じで発言なさっているのが、どうも事実の検証が、認識がちょっとおかしいんじゃないかというふうに思うことだけは申し上げておきたいと思います。

熊懷議員、最後。

○議員（13番 熊懷 和明君） 最後。最後じゃ分かんでしょう。

○議長（江藤 芳光君） まあええですて。どうぞ。

○議員（13番 熊懷 和明君） 何ち言いよとですか。

私が今質問というか、これは議運の委員長に要望です。さっきからずっとあっておりますが、内容について私がちょっと疑義があったところを申しまして、最後に言います。

議長と局長と私で資料の内容を、一般質問は通告書を止めております、質問させないように。それと、配付資料については、議長がさっき言いましたように認めて出しております。私はずっと言っておりましたが、私もその場でぱっと止めきる自信はありませんので、議長の責任を問うことは思わんということはずっと言ってきました。

私が言いたいのは、その審議内容です。執行部と議長で対応を協議したときに、執行部が内容を今回訂正させるんじゃなく、まず本人の正確な情報を調べさせてはどうかと。本会議で議長から命令という形で発言してはと、執行部から議長に要請がっております。これ想像ですよ。

そして、その後に、議長と佐藤議運の委員長、野鶴副委員長と事務局長で対応したときに、佐藤委員長も再度の不適切な事案があり、責任は重いと、最終的には訂正で終わらせることはできないと。これも想像で結論ありきのような発言をしております。これが私はおかしいということをやちょっと指摘しておきます。

そして、その場で議長は、配付資料については私が認めて許可をしていますので、全員協議会で再発防止等を協議し、注意したいではいけなかったのかと私は今思っております。そういう対応であれば、議長まで責任論は出てこなかったんじゃないかと私は思っております。

そして最後に、私ごとですが、議運の佐藤委員長から、19日に議長と副議長と議運の委員長、副委員長と話すことで、私、出席できない用があったので欠席をさせていただくように局長に返事しております。それは、最初は4月で県のほうに要望、小規模農業の問題について、狭い農

地をどう守っていくのか、また、農業機械の高騰等について話をお伺いしたいので要望してありましたら、最初は4月で要望しましたが、職員の異動、引継ぎ等あるので、3月にしてほしいということで、4日間の日程を出して、いつがいいかお伺いしたところ、17日、ちょうど副市長の葬儀の帰りに車の中、議長と局長と私でおるところに電話があり、19日でいかがですかということで、私そこで2時から3時の間にお伺いしますということを決めておりましたもので、局長の19日の協議はお断りしております。

そこで、佐藤議運の委員長から2回ほど指摘され、議会中は3親等以内の用でなければ出席しなければいけないのではないかとという指摘を受けております。

今後のこともありますので、議長と同様、私のことも地方自治法及び議会基本条例に基づき議長から諮問していただいて、協議していただきたいと思い、要望いたします。

○議長（江藤 芳光君） 何か。（発言する者あり）なら、よろしいですか。（発言する者あり）はい。ほかに何かありますか。市長、どうぞ。

○市長（榎藤 英樹君） 申し訳ございません。先ほど執行部の関連するような発言がございましたので、執行部を代表して意見を述べさせていただきますが、副議長も御承知のとおり、議長、副議長に対して執行部がお願いを申し上げたことは、竹永議員が一般質問の資料として、通告外のうきは駅についての資料をお載せになられた、そのことが通告外の質問内容の事項の全く関係ない内容が記載されていたことに対する、どういった経緯でこういうふうになったのかと、あと、今後の対応策、それをぜひ協議いただきたいというようなこと、そういったことを議長、副議長におそろいのところで私と公室長とが出向いてお願いをさせていただいた。これ以外について、執行部から何か求めたりなんたりというようなことはなかったというふうに思っております。それに基づいて、議長、副議長の御判断で議会運営委員会のほうに、先ほど委員長から御報告があったような内容の諮問がされて今回の御報告となっているというふうに認識をしておりますので、執行部に関してはそこをお願いしたということでございます。

○議長（江藤 芳光君） それに対して、市長に対して。どうぞ。熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 私、ちょうどそのとき同席しておりませんので、この報告があったのをタブレットを見て内容が分かって、そいき、要望したのがいい悪いじゃなくて、命令という形で発言して執行部から議長に要請、そういうことがおかしいんじゃないかとここで言ったわけです。要望が、行政が上がってきて議長と話したのが悪いという話じゃないです。

○議長（江藤 芳光君） 分かりましたか。市長、どうぞ。

○市長（榎藤 英樹君） 今、副議長がおっしゃられるところは少し分からない部分があるんですが、先ほど申し上げたのは、私どもは、一般質問で出された資料に記載すべきではないような内容が載っておりましたので、どういった経過なのかと、その検証についてを議会としてぜひ対応

いただけませんかというお願いに上がったというところでございます。これは今後の議会運営上でも当然必要なことだというふうな認識の上で、この議場でそれを糾弾したりとか、議員さんの立場を害するような発言をするようなのは不適切だというふうに思っています。

ですので、議会が終わった後にその件について議会で御対応をお願いしたというのが私どもの姿勢でございますし、それに対して議会運営委員会に御諮問をされて今回回答申が出ているというふうなことだと認識しております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。中野議員。

○議員（１０番 中野 義信君） １０番中野です。私は議運の中にはおりませんでしたけれども、議運のほうからいろいろこの問題については途中経過なり話はあっております。ただ、竹永議員のは一応、この前から議会の中で話をしまして、お断りをしたということでございますので。

ただ、今いろいろ問題になっておりますのは、議長が許可したということですね。それに対して、自分は時間がなかったとかいろいろ言われておりますけれども、やっぱり議長のほうは何らかの形で謝罪をせんと、なかなか話がまとまらんのではないかなというふうに、どこでしなさい、ここでしなさいということは私は言いませんけれども、ただ、私も責任を感じておりますということで、許可をしたということはそこら辺のところをはっきりしとかにや、なかなか話が終わらんのではないかなというふうに感じましたので、そこら辺のところを議長としてどういうふうに考えているかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） これは——よろしいですか、私の発言。皆さんの、はい。

今、委員長長の報告の場でありまして、中野議員、さっきも言ったとおり、認めて謝罪もしますということだから、また同じことを言っているとしか認識できません。

ですから、それはもう私は確かに最終責任として、その辺を許可したわけですから、それは全協の中でもはっきり認めていましたから、今さらここでどうこう言うことじゃないという認識でありますので、謝罪の件は今日出ましたから、それは私としても皆さんの思いには従っていくように、皆さんにも確認をした上で、しかるべくやりたいというふうに思っております。１０番、中野議員。

○議員（１０番 中野 義信君） いやいや、私が言いたいのは、どこで謝罪をしなさいとかということじゃないとですよ。ただ、自分も悪かったと認めたということを言われておりますから、やっぱりびしっと形で謝罪をしていただかんと、なかなか収まらんのではないかなというふうに私は思うわけです。ですから、今ここでしなさい、どうしなさいということじゃなくして、一応全体の中で——それは言葉では言われております。私も責任があるということは議長が言われておりますけれども、そこら辺のところはびしっとした形で、何らかの形で謝罪すればいいんじゃないかなというふうに思いますので、私はそういうふうに思います。

○議長（江藤 芳光君） 了解しました。それじゃ、そういうことで、一旦休憩を挟んでその場を設けたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、委員長の報告をこれで終わらせていただきます。

委員長、自席にお戻りください。御苦労さまでした。

以上で議会運営委員会の報告は終わらせていただきます。

ここで暫時休憩とします。再開はまた御連絡を申し上げたいと思います。

午前10時09分休憩

午前10時35分再開

○議長（江藤 芳光君） それでは、再開をします。

進めます。

---

#### 日程第5. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第5、議案の上程を行います。

議案は、報告第2号から報告第5号までの4件、議案第53号から議案第61号までの9件、請願第1号1件、陳情第2号1件、以上を上程いたします。

---

#### 日程第6. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 日程第6、市長の提案理由の説明を求めます。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 本日、令和7年第3回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともに御多用中にもかかわらず御参集を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

また本日、冒頭には、江藤議長の在職15年を記念しての全国議長会からの表彰がございました。受賞、誠におめでとうございます。これまでのうきは市政への多大なる貢献、また、現状のうきは市政への御貢献に心から敬意を表するものでございます。

また、本日は佐藤湛陽議員が病気のため御欠席ということで、一日も早い回復をお祈りするところでございます。

気象庁によりますと、本年の梅雨入りは九州南部が最も早く、5月16日頃と発表をされました。平年より14日早い梅雨入りとなりましたが、全国に先駆けて九州南部が梅雨入りをするのは統計開始以来初めてのことだというふうに伺っております。

本市を含む九州北部の天候は、5月は晴れ間があるものの、曇り、雨の日も多く、走り梅雨の

ような日が続いておりましたが、平年より3日遅い6月8日に梅雨入りをし、これからの季節は大雨に伴う水害への備えが一層重要となってまいります。先日、集中豪雨的なものが未明から午前中にかけてございましたが、おかげさまをもちまして、大きな事故や被害、農作物への被害等は今のところ主立っては報告をされていないところでございます。

近年、全国各地で激甚化、広域化する自然災害は、私たちの暮らしや社会基盤に甚大な影響を与え、かつ想定外とされた規模の豪雨や台風などが毎年のように頻発し、多くの命が奪われ、家屋やインフラが破壊をされております。本市においても、大雨や台風により被害が発生し、防災・減災対策を強化する必要性を痛感しております。そのため、市内の河川改修やしゅんせつ工事に加え、地域住民との連携による防災訓練の実施や、デジタル技術を活用した情報伝達体制の強化など、ハード、ソフト両面から総合的な対策をスピード感を持って現在進めているところでございます。

次に、今月2日、本市は、うきは市ワンヘルス推進宣言を表明いたしました。これは人と動物の健康、そして、地球環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという決意を示すものでございます。近年、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、私たちは、人の健康が動物を含む自然界と密接に関わり、地球環境の変化が新たな感染症のリスクを高めることを、身をもって経験いたしました。本宣言は、こうした経験を踏まえ、人獣共通感染症対策はもとより、食品の安全性の確保、動物福祉の向上、さらには地球温暖化対策や生物多様性の保全といった幅広い分野において、関係機関や市民の皆様と連携し、より安全で健康な社会を築いていくことを示すものであります。このワンヘルス推進宣言の下、持続可能な地域社会の実現に向け、今後様々な取組を進めてまいります。

さて、本日提案いたしております議案は、条例案件3件、予算案件3件、その他の案件3件と報告案件が4件となっております。

まず、報告第2号は、一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

2款1項総務管理費ほか計30事業につきまして、令和6年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第3号は、下水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

4款1項資本的支出の建設改良費の1事業につきまして、令和6年度から繰り越して使用することができる経費に係る繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

報告第4号は、うきは市土地開発公社の経営状況についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について報

告するものでございます。

報告第5号は、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案第53号は、令和7年度うきは市一般会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,971万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億3,471万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、15款2項国庫補助金2億8,427万5,000円、19款1項基金繰入金2,494万1,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、3款1項社会福祉費2億2,655万7,000円、8款5項下水道事業費7,400万円の増額補正を計上いたしております。

議案第54号は、令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億676万9,000円とするものでございます。

歳入は、3款1項他会計繰入金に148万5,000円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、1款2項徴収費に148万5,000円の増額補正を計上いたしております。

議案第55号は、令和7年度うきは市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

収益的収入及び支出のうち、収入では、1款1項営業収益から8,140万円の減額、1款2項営業外収益を7,400万円増額し、13億366万5,000円とするものでございます。支出では、2款1項営業費用を1,000万円増額し、13億134万9,000円とするものでございます。

並びに資本的収入及び支出のうち、収入では、3款1項企業債を670万円増額、3項補助金等から1,736万円を減額し、5億194万5,000円とするものでございます。支出においては、4款1項建設改良費から3,472万円を減額し、8億2,597万2,000円とするものでございます。

議案第56号は、財産の取得についてでございます。

地方自治法第96条第1項第8号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第57号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

議案第58号は、うきは市道路線の変更についてであります。

道路法第10条第3項の規定により、うきは市道路線の変更について議会の議決を求めるものでございます。

議案第59号は、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

制度利用に関する職員の意向確認等を義務づけることで、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するために、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第60号は、うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

部分休業制度の拡充を行い、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第61号は、うきは市公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

公共施設等の整備のほか、市有財産の購入及び更新、デジタルシステム等の導入や更新を行うときに公共施設等整備基金を使用できるよう改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際、担当課長より改めて御説明を申し上げます。

いずれの議案におきましても市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

---

## 日程第7. 報告第2号

○議長（江藤 芳光君） それでは、日程第7、報告第2号一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。高瀬財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 財政課の高瀬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計繰越明許費繰越計算書について報告をさせていただきます。

追加資料といたしまして、令和6年度うきは市一般会計繰越事業補足説明資料を配付させていただきます。こちらはこれから説明させていただきます繰越計算書の補足資料となるもので

ございます。

ここでおわびを申し上げます。

この補足資料につきまして、当初提出をしておりましたものから文言等の修正がございまして、差替えをさせていただきました。現在配付をしておりますのは差替え後の資料となりますので、申し訳ございませんが、そのようなところで御認識いただければと存じます。

それでは、一般会計繰越明許費繰越計算書の説明に移らせていただきます。

報告第2号一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法第213条第1項の規定により、令和6年度から繰り越して使用することができる経費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。令和7年6月13日提出。うきは市長権藤英樹。

2ページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして、款項及び事業名ごとに金額、翌年度繰越額、財源内訳を記載しております。表、中ほどの金額の欄は、令和6年度の繰越明許費で定めた翌年度へ繰越しができる限度額を表しております。その右横、翌年度繰越額欄は、限度額の範囲内で実際に令和7年度へ繰り越した金額を表示しております。

それぞれの事業内容につきましては、昨年度補正予算審議の折に説明をしておりますので省略させていただきますが、合計30件の事業につきまして、令和7年度に繰り越す総額は、3ページになりますけれども、合計欄、11億2,580万2,000円でございまして、財源といたしましては記載のとおりでございます。特定財源を除いた2億864万7,000円が令和6年度から令和7年度へ繰り越す一般財源となります。

主な繰越事業といたしましては、脱炭素先行地域事業として取組を進めております2款1項の公共施設省エネ改修工事や、7款1項の道の駅うきはの総合交流ターミナル施設整備工事費、それから、令和6年度に発生いたしました大雨による11款の災害復旧費等でございます。

なお、これらの繰越事業の進捗報告につきましては、全員協議会において報告をしておりますが、昨年度から全員協議会の報告案件も増加してきていることから、文書配付での報告に代えさせていただいております。本年度もしかる時期に議会事務局を通じて報告資料を配付させていただきたいと考えております。

以上で一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第2号の報告を終わります。

---

### 日程第8. 報告第3号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第8、報告第3号下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。瀧内水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課の瀧内でございます。よろしくお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

報告第3号下水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、令和6年度から繰り越して使用することができる経費について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。令和7年6月13日提出。うきは市長権藤英樹。

2ページをお願いいたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額についてです。

今回繰越しを行う事業が1件あります。

4款1項建設改良費、吉井浄化センター増設工事、繰越額3億6,972万3,000円です。先行した建設工事の関連で、後発の本工事に遅れが生じたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 予算計上額及び翌年度繰越額について、毎回の予算の推移をずっと調べながら確認したところですけども、いつの分のどの金額がどのように繰り越されているのかというのがちょっとよく分からないので、できたら、この浄化センターを始めたときからのある分が繰り越されてきている分があると思いますので、その内容が分かる明細があったら教えて、資料で結構ですので、お願いをしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長、答弁。

○水環境課長（瀧内 宏治君） ありがとうございます。資料のほうですね、お出しをさせていただきます。ちなみに、令和4年度から3か年にわたって吉井浄化センターの増設を行っております。それで、今回繰越しをお願いしている部分が、昨年度、令和6年度のものとなっておりますので、まとめたものをお出しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第3号の報告を終わらせていただきます。

---

#### 日程第9. 報告第4号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、報告第4号うきは市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。辻都市整備課長。

○都市整備課長（辻 宏和君） 都市整備課の辻でございます。御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

報告第4号うきは市土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、うきは市土地開発公社の経営状況について別紙のとおり報告する。令和7年6月13日提出。うきは市長権藤英樹。

お手元に本年5月1日開催の第2回理事会議案並びに本年3月19日開催の第1回理事会議案の資料を配付しております。経営状況の説明については、5月1日開催の第2回理事会の事業報告及び決算の承認のほうで説明させていただきます。

3ページをお開きください。令和6年度の事業報告です。

三春工業団地については、売却した用地に株式会社九州イノアックの工場を建設しており、令和7年度10月頃竣工予定でございます。工事立地及び従業員確保についてサポートを行ってまいります。

続いて、4ページの財産目録です。

普通預金1億3,998万2,778円、定期預金500万円、資産合計1億4,498万2,778円です。次に、負債はゼロ円です。差引純財産が1億4,498万2,778円です。

5ページをお開きください。現金及び預金明細表です。

普通預金と定期預金の合計で1億4,498万2,778円です。

続いて、6ページの貸借対照表です。公社の経営状況を表すものでございます。

初めに、資産の部です。流動資産として、現金及び預金1億4,498万2,778円、完成土地等ゼロ円、合計1億4,498万2,778円です。固定資産はありません。資産合計1億4,498万2,778円です。

続いて、負債の部です。流動負債、固定負債ゼロ円で、負債合計ゼロ円です。

次の資本の部は、資本金として、基本財産500万円、準備金として、前期繰越準備金1億4,001万8,768円、当期純利益マイナス3万5,990円で、内訳は7ページで説明いたし

ます。以上を通算して、準備金合計1億3,998万2,778円、資本の部の合計が1億4,498万2,778円です。負債資本合計は1億4,498万2,778円です。

7ページをお開きください。損益計算書です。年間の収益と費用の状況を示すものです。

まず、1の事業収益はゼロ円です。

次に、2の事業原価はゼロ円です。事業総利益もゼロ円です。

次に、3の販売費及び一般管理費10万9,800円、内訳は10ページの決算資料で説明いたします。

事業利益は、事業収益、事業原価、販売費及び一般管理費を通算したマイナス10万9,800円です。

4の事業外収益として、受取利息7万3,810円が雑収益となります。

5の事業外費用はゼロ円です。

経常利益は、事業利益、事業外収益、事業外費用を通算したマイナス3万5,990円です。当期純利益も経常利益と同額です。

続いて、8ページのキャッシュ・フロー計算書です。現金の流れを示すもので、末尾の現金及び現金同等物期末残高は、5ページの現金及び預金明細表に一致し1億4,498万2,778円です。

9ページをお開きください。短期借入金明細表は該当なしです。

続いて、10ページの決算資料です。

初めに、収益的収入です。一番右の収入済額の欄を御覧ください。

1の事業収益、完成土地等売却収益ゼロ円。2の事業外収益、預金利息7万3,810円。合計7万3,810円です。

次に、収益的支出です。一番右の支出済額の欄を御覧ください。

1の事業原価はゼロ円です。続いて、2の販売費及び一般管理費です。まず、1の人件費です。報酬7万200円は、理事会、監査出席などに係るものです。次に、2の経費です。旅費ゼロ円、需用費ゼロ円、役務費ゼロ円、4の使用料3万9,600円は、インターネット企業情報サービス利用料です。5の委託料はゼロ円。6の公租公課費はゼロ円です。以上、販売費及び一般管理費の合計が10万9,800円です。次に、3の事業外費用ゼロ円。4の予備費ゼロ円。以上、収益的支出合計は10万9,800円です。

11ページをお開きください。資本的収入と資本的支出です。

資本的収入はゼロ円です。資本的支出もゼロ円です。予備費はゼロで、資本的支出合計はゼロ円となります。

続いて、12ページの資本金明細表です。

うきは市から土地開発公社に出資した基本財産５００万円です。

１３ページをお開きください。令和６年度完成土地明細表です。

三春工業団地、最後の土地を売却しましたので、期末残高はゼロ円です。

１４ページには監査意見書を添付しております。

以上、説明を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第４号の報告を終わります。

---

#### 日程第１０．報告第５号

○議長（江藤 芳光君） 日程第１０、報告第５号専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

説明を求めます。雨郡建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） おはようございます。建設課長の雨郡でございます。

議案書の２ページ目をお願いいたします。

報告第５号専決処分の報告について。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和７年５月１２日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。令和７年６月１３日提出。うきは市長権藤英樹。

次のページをお願いいたします。

専決第７号専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。令和７年５月１２日。うきは市長権藤英樹。

すみません、次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償額の決定について。

１、事故の発生日時、令和６年１０月２８日月曜日、１１時でございます。

２、事故発生場所、うきは市浮羽町東隈上３１４番地４（ホテルＡＺうきは店）の西側、八女香春線の道路上でございます。

３、事故の概要でございます。建設課の職員がホテルＡＺうきは店駐車場西側（八女香春線）を通過中に、東側市道（柳野・古川工業団地線）より一時停止を行わず出てきた相手車両と接触

し、公用車後方左側リアフェンダー付近と相手側車両前方の左側ヘッドライト付近が破損したものでございます。

相手側としましては記載のとおりでございます。

5番の和解内容及び損害賠償額でございますが、まず、損害額でございます。相手の損害額としまして、車両部分の前方左側ヘッドライト付近の破損がございまして14万7,260円でございます。市の損傷としましては、車両後方左側リアフェンダー付近の破損がございまして29万9,655円でございます。

責任の割合でございますが、相手側が90%、うきは市のほうとしまして10%。

損害賠償額のほうでございますが、相手側としまして26万9,690円を市のほうに支払いになりまして、市のほうとしましては1万4,726円を相手側のほうに支払うこととなります。

示談の部分ですが、示談のほうが令和7年5月12日になりましたので、同日付で専決処分を行ったものでございます。

今後、より一層職員の事故防止に取り組んで、こういうことがないような形で取り組んでいきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第5号の報告を終わります。

---

#### 日程第11．議案第54号

○議長（江藤 芳光君） 日程第11、議案第54号令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。末次保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第54号令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億676万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年6月13日提出。うきは市長権藤英樹。

7ページをお願いいたします。歳出から御説明します。

1款2項1目徴収費、12節委託料、システム改修委託料148万5,000円の増額補正でございます。国は令和8年度から、各医療保険者から拠出する子ども・子育て支援金制度を創設します。この制度に対応するためのシステム改修費用です。後期高齢者保険料に新たに子ども・子育て支援金が追加されることから、後期高齢者保険料徴収収納システムの改修を行うものです。本来当初予算で計上すべきでしたが、補助金等の詳細が示されませんでした。4月に詳細が示され、令和8年度に向けて準備が必要であることから、今回補正予算を計上しております。システム改修に要する費用は全額国の負担でございます。

次に、6ページをお願いいたします。歳入の御説明をします。

3款1項1目一般会計繰入金148万5,000円の増額補正です。先ほどのシステム改修費の国の補助金を一般会計で受け入れて、後期高齢者医療事業特別会計に繰り入れるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第54号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第54号は可決することに決しました。

## 日程第 1 2. 議案第 5 5 号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第 1 2、議案第 5 5 号令和 7 年度うきは市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境、瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内でございます。よろしくお願いいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 5 5 号令和 7 年度うきは市下水道事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条、令和 7 年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款下水道事業収益 7 4 0 万円の減、計 1 3 億 3 6 6 万 5, 0 0 0 円。第 1 項営業収益 8, 1 4 0 万円の減、計 4 億 1, 2 7 0 万 5, 0 0 0 円。第 2 項営業外収益 7, 4 0 0 万円の増、計 8 億 9, 0 9 6 万円。

支出です。第 2 款下水道事業費用 1, 0 0 0 万円の増、計 1 3 億 1 3 4 万 9, 0 0 0 円。第 1 項営業費用 1, 0 0 0 万円の増、計 1 1 億 4, 5 4 7 万 1, 0 0 0 円。

第 3 条、予算第 4 条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額 3 2 4, 0 2 7 千円は、当年度分損益勘定留保資金 3 2 4, 0 2 7 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 3 款下水道事業資本的収入 1, 0 6 6 万円の減、計 5 億 1 9 4 万 5, 0 0 0 円。第 1 項企業債 6 7 0 万円の増、計 1 億 1, 2 5 0 万円。第 3 項補助金等 1, 7 3 6 万円の減、計 7, 2 5 6 万 9, 0 0 0 円。

支出、第 4 款下水道事業資本的支出 3, 4 7 2 万円の減、計 8 億 2, 5 9 7 万 2, 0 0 0 円。第 1 項建設改良費 3, 4 7 2 万円の減、計 1 億 9, 5 3 7 万 5, 0 0 0 円。

次のページをお願いいたします。

第 4 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、下水道事業、補正後の限度額 1 億 6 8 0 万円。令和 7 年 6 月 1 3 日提出。うきは市長権藤英樹。

次のページをお願いいたします。補正予算実施計画です。内容につきましては、全員協議会で説明させていただいたものとなります。

初めに、資本的収入及び支出です。収入、1 款 1 項 1 目下水道使用料 8, 1 4 0 万円の減です。物価高騰交付金による下水道使用料減免 2 か月分に伴う使用料収入の減額となります。1 款 2 項 2 目他会計補助金 7, 4 0 0 万円の増です。使用料減免に伴う一般会計からの補填となります。

支出です。２款１項３目処理場費１，０００万円の増です。吉井浄化センターの主ポンプなどの修繕対応に伴う修繕費の増額となります。

続いて、資本的収入及び支出です。収入、３款１項１目企業債６７０万円の増です。企業債の借入枠が予定より多く確保できたことに伴う増額となります。続いて、３款３項１目国庫補助金１，７３６万円の減です。社会資本整備総合交付金の要望額に対する内示額の減額によるものです。

支出です。４款１項１目管路建設改良費４，４００万円の減です。国庫補助金減額に伴う調整として、管路点検調査等に係る委託料を減額するものです。４款１項２目処理場建設改良費９２８万円の増です。国庫補助金減額に伴う調整として、浄化センター改築設計に係る委託料を増額するものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５５号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第５５号は可決することに決しました。

---

### 日程第１３．議案第５６号

○議長（江藤 芳光君） 日程第１３、議案第５６号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。江藤学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 学校教育課の江藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案書５ページをお願いいたします。

議案第５６号財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第９６条第１項第８号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。  
令和７年６月１３日提出。うきは市長権藤英樹。

取得する財産の表示、情報機器タブレット端末（ｉＰａｄ）１，５５２台。

２、取得価格、８，１６８万９，５２０円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額７４２万６，３２０円）。

契約の相手方、住所、福岡県福岡市中央区大名２丁目９番２７号。氏名、株式会社内田洋行。  
代表者、支店長、坂口秀雄。

４、契約の方法、随意契約となっております。

本議案につきましては、令和２年に取得いたしましたタブレット端末が５年を経過するために、令和７年度福岡県公立学校情報機器整備事業費補助金を活用いたしまして１，５５２台を購入するものとなっております。

契約の方法につきましては随意契約となっておりますけれども、業者の選定方法につきましては、福岡県ＧＩＧＡスクール推進協議会の共同調達会議に参加いたしまして、公募型プロポーザルを実施して選定しております。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５６号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号は可決することに決しました。

---

#### 日程第14. 議案第59号

○議長（江藤 芳光君） 日程第14、議案第59号うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。浦総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 議案第59号につきまして御説明いたします。

議案書は8ページになります。8ページから10ページにかけて記載をしているところでございます。

本条例の制定につきましては、令和6年8月8日に人事院が行いました公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る事項が示され、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備について、上位法である育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で御説明をさせていただきます。新旧対照表は1ページを御覧ください。

第14条は、次の第15条の2が追加されることに伴い起きた条ずれに対応するものでございます。

15条の2は、新たに妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等の項目を設ける改正となります。

第1項においては、職員が本人またはその配偶者が妊娠し出産したことを申し出た場合と、第2項においては、3歳に満たない子を養育する職員に対する育児に係る両立支援制度に係る情報提供、意向確認等を義務づけるものでございます。第3項は、申出を行った職員への意向を配慮する規定を定めるものでございます。

第15条の3以降は、15条の2を追加したことにより、条を繰り下げるものとなります。

議案書10ページにお戻りいただきたいと思います。

最後に、附則でございます。

第1条におきましては、この条例の施行期日を令和7年10月1日としております。

第2条におきまして、施行日以前の取扱いを定めるものとなります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第59号は可決することに決しました。

---

#### 日程第15. 議案第60号

○議長（江藤 芳光君） 日程第15、議案第60号うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 議案第60号うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年6月13日。うきは市長権藤英樹。

12ページ以降を御覧ください。

先ほども申し上げました、令和6年8月8日に人事院が行いました報告により法律が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

以後、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

3ページのほうをお願いいたします。

第1条は、上位法である地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、引用箇所の変更を行うものでございます。

第7条は、柔軟な育児休暇取得ができることに伴い、文言の修正を行うものでございます。

第8条は、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態の部分休業を第1号部分休業とするための改正となります。

4 ページを御覧ください。

第8条の2から第8条の5までは、2号部分休業について新たに規定をするものでございます。

第9条は、給与の取扱いについて文言の整理を行うものです。

第10条は、第2号部分休業の承認取消しを行うに当たり、条例で定める理由として、第8条の5に規定する第3項変更を定めるものでございます。

議案書13ページにお戻りいただきたいと思います。

最後に、附則でございます。

第1条では、この条例の施行期日を令和7年10月1日としております。

第2条では、経過措置の規定を定めているところでございます。

以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

今、13ページの一番上に（2）非常勤職員、当該非常勤職員の勤務云々とありますが、先ほどの59号並びに60号についても、いわゆる会計年度任用職員さんが該当するのか、それとも非常勤職員さんだけが該当するのか、あるいは正規の職員さんだけ該当するのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 非常勤職員につきまして、この中に会計年度任用職員も含まれております。この部分に、59号、60号につきまして、会計年度任用職員も該当するものでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第60号は可決することに決しました。

---

#### 日程第16. 請願・陳情の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第16、請願・陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。会議規則第141条の規定によって、所管の委員会に付託をいたします。

---

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

連絡をいたします。明日6月14日から6月15日までは休会といたします。6月16日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上でございます。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時31分散会

---